

○国土交通省告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年三月二十四日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」・長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切地内から同市小野町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 2 一般国道57号森山地区歩道整備工事（長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠地内から同市小野町地内まで）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切、森山町本村字中ノ中仕切、字西中仕切及び字上ノ大開、森山町下井牟田字大開一ノ角、字大開九ノ角、字大開十ノ角、字外籠、字中永続、字東四番籠、字西四番籠、字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内
- (2) 使用の部分 長崎県諫早市森山町田尻字東中仕切、森山町本村字中ノ中仕切、字西中仕切及び字上ノ大開、森山町下井牟田字大開一ノ角、字大開九ノ角、字大開十ノ角、字外籠、字中永続、字東四番籠、字西四番籠及び字久米山、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠、字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内
- (2) 使用の部分 長崎県諫早市森山町下井牟田字久米山及び字釜崎、赤崎町、黒崎町並びに小野町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

### (1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市森山町田尻地内の森山東インターチェンジから同市小野町地内の尾崎インターチェンジ（仮称）までの延長5.1kmの区間（以下「本件自専道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件自専道事業のうち、「一般国道57号改築工事（島原道路「森山地区」）」（以下「自専道本体事業」という。）及び自専道本体事業の施行により遮断される一般国道57号の従来機能の維持のための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、自専道本体事業の施行により遮断される市道の従来機能の維持のための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

### (2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、長崎県諫早市森山町下井牟田字西四番籠地内から同市小野町地内までの延長2.1kmの区間（以下「本件歩道区間」という。）における「一般国道57号森山地区歩道整備工事」（以下「本件歩道事業」という。）である。

本件歩道事業は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件歩道事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自専道区間及び本件歩道区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

#### イ 第2の1に係る事業

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分市を起点とし、竹田市、阿蘇市、熊本市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約313kmの主要幹線道路で

あり、本件自専道事業は、南島原市と諫早市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路として計画された島原道路の一区間である。

長崎県内における本路線は、島原半島地域と県央地域を結ぶ主要幹線道路であり、沿線地域住民の日常生活はもとより、島原半島地域と県央地域間の通過交通を支える重要な路線となっている。

しかしながら、本件自専道区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に各種店舗等の商業施設や住宅等が存しており、地域住民の日常生活による地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成26年11月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、諫早市森山町本村地内で23,307台/日であり、混雑度は1.63となっている。

本件自専道事業の完成により、本件自専道区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件自専道事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### ロ 第2の2に係る事業

本件歩道区間に対応する本路線（以下「現国道区間」という。）は、沿線周辺に店舗、事務所、病院、住宅等が多く、島原鉄道の森山駅も存していることから、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されていることに加えて、現国道区間の南側には中学校や保育園が立地しており、現国道区間の一部は中学校の通学路に指定されている。

しかしながら、現国道区間は、自動車交通量が多いにもかかわらず、一部区間において、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める歩道の幅員を満たしていない区間及び歩道の未設置区間があり、歩行者は、路肩の通行を余儀なくされ、交通事故も発生していることから、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保に支障をきたしている状況にある。

本件歩道事業の完成により、道路構造令に定める幅員を有した歩道が整備されることから、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件歩道事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年3月及び平成27年12月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令に定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることか

ら、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ、クルマヒラマキガイ、コガタノゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ及びカワヂシャその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、長崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

#### イ 第2の1に係る事業

本件自専道事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件自専道事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件自専道区間におけるルートについては、海側ルート案、島原鉄道沿いルート案（以下「申請案」という。）及び山側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、移転対象家屋数は最も多いものの、取得必要面積が最も少なく、また、土工バランスが最も優れ、現道からの工事進入が可能であり、トンネルを施工する必要がないことから、工期が最も短く施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

自専道本体事業の施行に伴う一般国道57号の付替工事の事業計画は、構造形式等が適切なものであると認められ、ルートについても、現道及び自専道本体事業沿いを極力利用するルートとしており、合理的であると認められる。

さらに、自専道本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件自専道事業の事業計画については、合理的であると認められる。

ロ 第2の2に係る事業

本件歩道事業は、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保に寄与することを主な目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく歩道の整備を行う事業であり、本件歩道事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件歩道区間におけるルートについては、本件自専道事業の施行に伴う一般国道57号の付替工事のルートと併せて決定されるものであり、合理的であると認められる。

したがって、本件歩道事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

イ 第2の1に係る事業

3(1)イで述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件自専道事業を早期に施行する必要があると認められる。

ロ 第2の2に係る事業

3(1)ロで述べたように、現国道区間には道路構造令に定める歩道の幅員を満たしていない区間及び歩道未設置区間があり、歩行者の安全かつ円滑な通行の確保を図る必要があることなどから、本件歩道事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、諫早市長を会長とする一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県諫早市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

1 第2の1に係る事業

長崎県諫早市赤崎町、黒崎町及び小野町地内

2 第2の2に係る事業

長崎県諫早市赤崎町、黒崎町及び小野町地内